

**伊賀市忍者体験施設整備事業  
令和2年度  
「公民連携（PPP/PFI）に関する  
地元事業者向け勉強会」**

---

**第3回**

令和2年9月29日(火)

I

地元事業者が活躍する公民連携事業

II

今後の事業推進について

III

意見交換



# 勉強会の日程

	日時	会場	内容
第1回	9月8日(火) 19時~21時	ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・忍者体験施設整備事業とは</li><li>・そもそも公民連携事業とは</li></ul>
第2回	9月18日(金) 19時~21時	ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例から学ぶ公民連携事業</li><li>・伊賀市が目指す公民連携事業</li></ul>
第3回	9月29日(火) 19時~21時	ゆめぽりすセンター 2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元事業者が活躍する公民連携事業</li><li>・今後の事業推進について</li></ul>

# 講師プロフィール

名前：天米 一志（アマメ カズシ）

- 国土交通省 PPPサポーター
- 内閣府 官民連携専門員
- PFI／PPP推進協議会 専門研究員
- 大阪大学COデザインセンター 招へい研究員・非常勤講師
- 株式会社テイコク 技術顧問
- 三井住友トラスト基礎研究所 客員研究員
- 株式会社GPMO 顧問
- 株式会社GPMO Lab 代表取締役
- NPO法人福岡建築ファウンデーション アドバイザー
- MEBIC（メビック扇町）クリエイティブアドバイザー

## 特徴

- ・ 約22年間地方公共団体の勤務経験
- ・ PFI事業を官側と民側での実務経験
- ・ 民側経験は、地方公共団体のアドバイザーとSPCの代表企業の両方の経験
- ・ 日本初の事業スキームの設計・構築経験
- ・ 日本初のPFI事業へのSLA／KPIの導入経験
- ・ 日本初、公共施設の包括管理委託を実現
- ・ 官民連携事業の民間事業者コンソーシアムのアドバイザ

名前：成瀬 明代（ナルセ アキヨ）

- 株式会社テイコク
- ・ 入社7年目 主にまちづくり（都市計画、公民連携、地域活性化等）に関する業務を担当

**伊賀市忍者体験施設整備事業  
令和2年度  
「公民連携（PPP/PFI）に関する  
地元事業者向け勉強会」**

---

**第3回  
「地元事業者が活躍する公民連携事業」  
「今後の事業推進について」**

令和2年9月29日(火)

# 「地元事業者が活躍する公民連携事業」

---

# 2020年3月31日 第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定

## 第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の概要

### 基本理念

- ◇ 居住と観光が紡ぐ交流のまちづくり
- ◇ 子ども達が住み、夢と誇りを持ち続けるまちづくり

### 基本方針1 居住者を減らさず・増やす・住める・住みよいまちづくり

- (1) まちなかでの仕事、暮らしのコーディネート
- (2) 住める・住みたくなる生活環境、建物づくり
- (3) 子育て・教育における暮らしの支援対策

### 基本方針2 伊賀の歴史文化と忍者をテーマとして観光拠点、観光ルートづくり

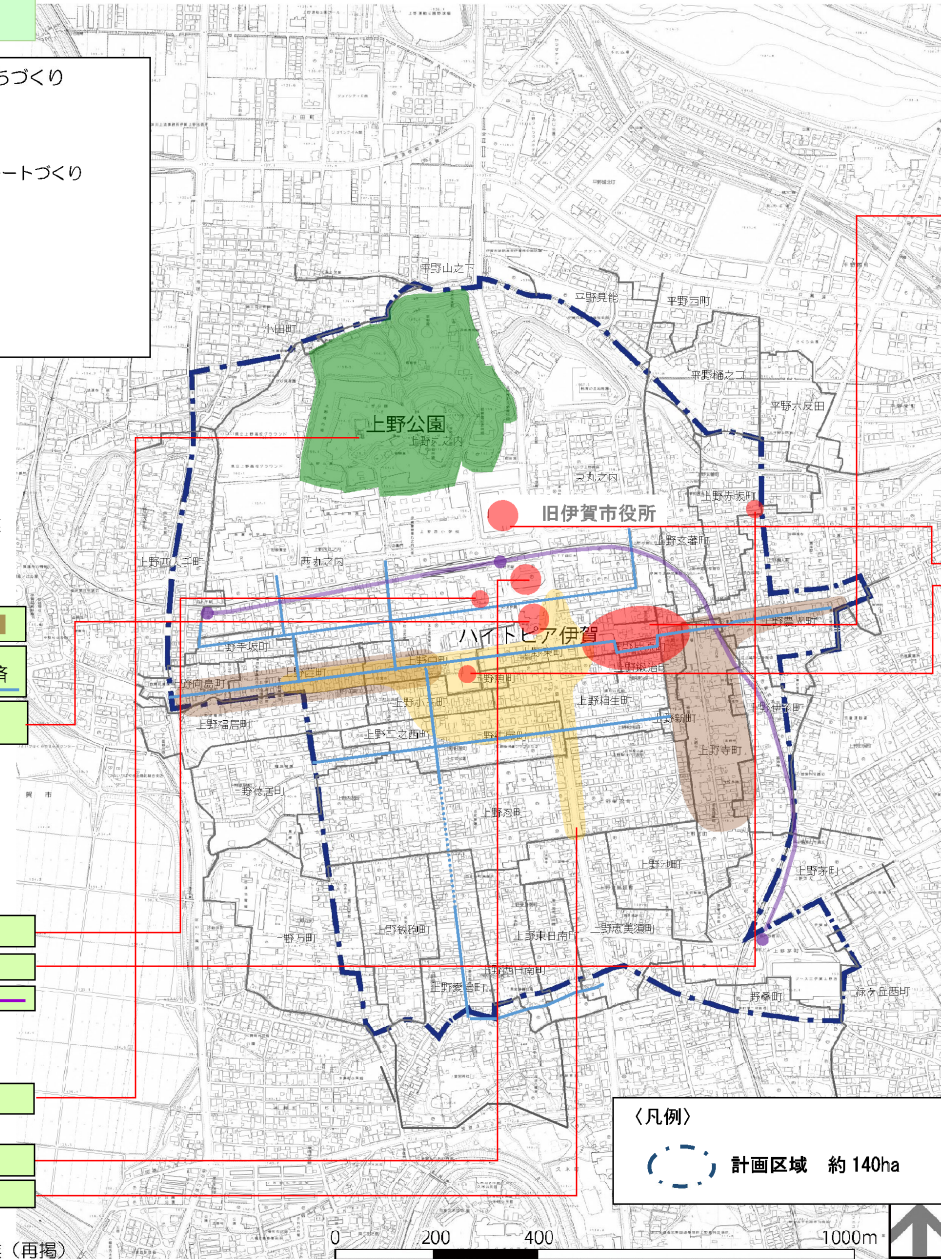
- (1) 「忍者」を軸とした明確な取り組みテーマの打ち出し
- (2) 拠点施設づくり
- (3) プレイヤーの誘致、支援、育成、情報発信
- (4) 広域連携

### 基本方針3 市民・住民・来街者参加のまちづくり

- (1) シビックプライドの醸成
- (2) タウンマネジメント機能強化

### <計画事業（個別事業）>

- 1- (1)
  - ① まちなか移住コンシェルジュ事業
  - ② まちなか居住のための支援事業（情報発信含む）
  - ③ 伊賀市起業創出・事業承継促進事業
  - ④ 起業支援システム整備事業
  - ⑤ 商業集積再生事業
  - ⑥ 空店舗等情報システム整備及びコンサルタント事業
- 1- (2)
  - ⑦ まちなか物件把握オーナー意識調査事業
  - ⑧ 古民家等再生活用事業
  - ⑨ コミュニティ受入態勢構築支援事業
  - ⑩ 町家等修理修景事業及び助成事業
  - ⑪ 道路美装による歩行者空間整備事業 未 済
- 1- (3)
  - ⑫ 子育て包括支援センター事業
  - ⑬ ファミリー・サポート・センター事業
- 2- (1)
  - ⑭ 忍者市プロジェクト事業
  - ⑮ 伊賀観光代理業の運営事業（着地型発信事業）DMO
  - ⑯ 伊賀流情報発信充実事業
  - ⑰ 伊賀上野NINJAフェスタ開催事業
  - ⑱ まちなか回遊事業（通年メニュー化）
- 2- (2)
  - ⑲ 古民家等再生活用事業（再掲）
  - ⑲ 道路美装による歩行者空間整備事業（再掲）
  - ⑲ まち巡り拠点施設整備事業（成瀬平馬家活用事業）
  - ⑲ 芭蕉翁生家整備事業
  - ⑲ 周遊性向上事業
- 2- (3)
  - ⑳ 観光客向け目的別マップ作成事業
  - ㉑ プレイヤー誘致事業
  - ㉒ あいそのないのはあきません事業
- 3- (1)
  - ㉓ ライトアップイベント「お城のまわり」開催事業
  - ㉔ 伊賀ふらり体験博覧会「いがふら」開催事業
  - ㉕ 「まちなか市」開催事業
  - ㉖ 市民夏のにぎわいフェスタ開催事業
  - ⑰ 伊賀上野NINJA フェスタ開催事業（再掲）
- 3- (2)
  - ⑥ 空店舗等情報システム整備及びコンサルタント事業（再掲）



### <関連事業※>

- 1- (2) ① 景観形成の促進と地域の土地・建物の利用の調整の必要性についての検討
- 1- (3) ② 上野高等学校スーパーサイエンスハイスクール  
③ 地域に密着した高校生の活動
- 2- (2) ④ 天神商店街リニューアル事業
- 2- (4) ⑤ 定住自立圏関連事業
- 3- (1) ③ 地域に密着した高校生の活動（再掲）

※関連事業…定量的な効果測定は行わないものの中心市街地の活性化に資すると考えられる事業

### <推進事業※>

- 1- (1) ① コミュニティバス活用事業  
② 福祉介護人材の確保のための事業
- 1- (2) ③ 旧市役所エリア活用事業  
④ ふれあいプラザエリア活用事業  
⑤ 歴史文化的まちなみ保全検討事業  
⑥ 居住促進のためのモデル物件整備事業  
⑦ 物件利活用促進プロジェクト事業  
⑧ 福祉リフォームによる居住誘導事業  
⑨ プレイスメイキング事業
- 2- (1) ⑩ 忍者関連施設整備事業
- 2- (2) ③ 旧市役所エリア活用事業（再掲）  
④ ふれあいプラザエリア活用事業（再掲）  
⑪ 新芭蕉翁記念館整備事業  
⑫ ポケットパーク整備事業  
⑬ 観光案内サイン整備事業  
⑭ 丸之内ルネサンス事業（民間）  
⑮ バリアフリーツアー事業（民間）
- 2- (3) ⑯ インターネット活用事業（民間）
- 2- (4) ⑰ 地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり  
⑱ 中心市街地のゲートウェイ機能強化事業  
⑲ 郊外店舗の中心市街地への期間限定事業
- 3- (2) ⑲ 樹まちづくり伊賀上野強化事業  
㉒ 中活事業のPDCA（業務改善）管理設置事業

※推進事業…事業主体や内容が定まっていないため現段階では計画事業とできない事業

<凡例>  
 計画区域 約140ha

# 2020年8月28日（仮称）伊賀市忍者体験施設整備事業の実施方針公表

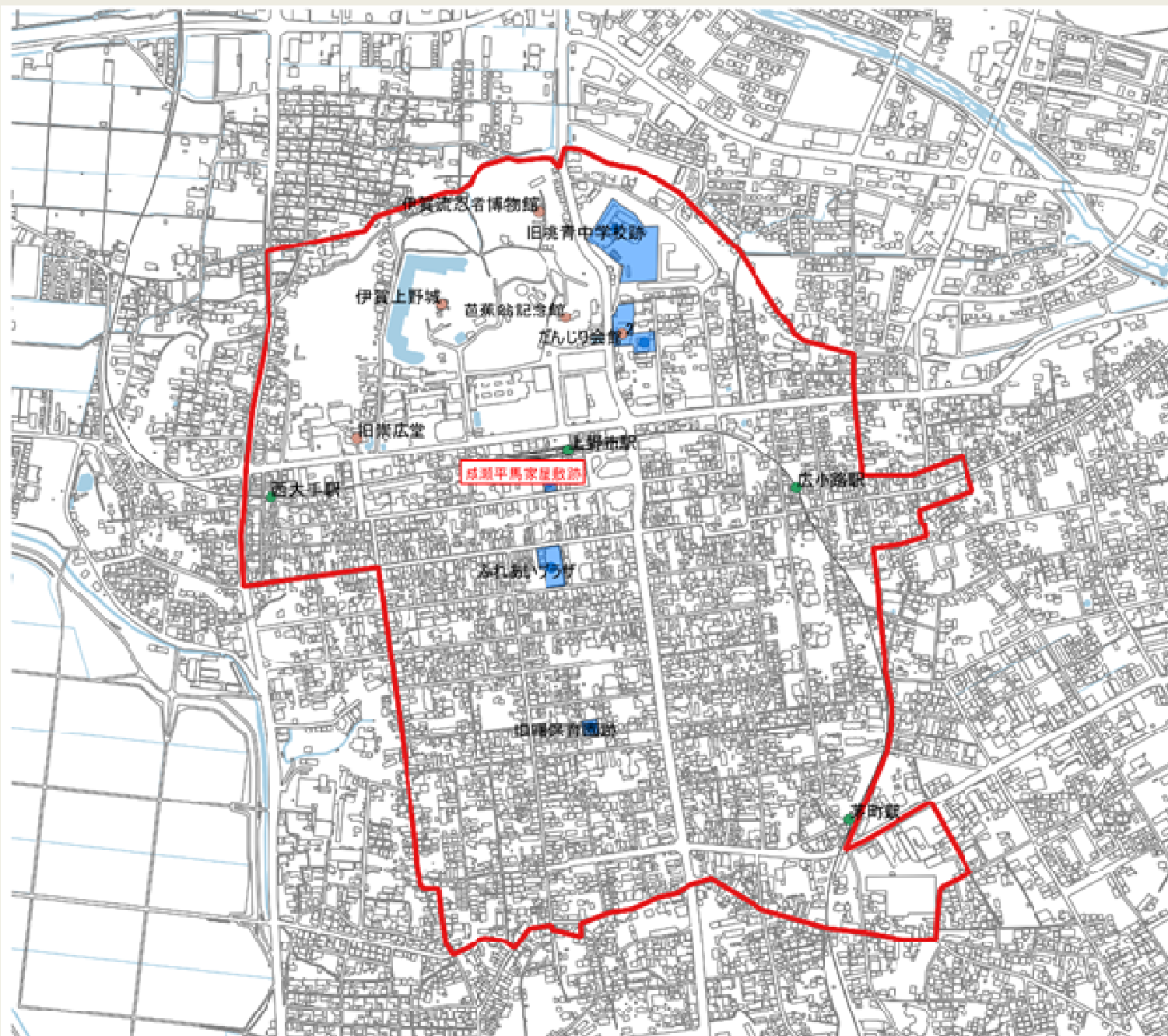
整備対象地 成瀬平馬家屋敷跡地<sup>(注1)</sup> 他

(注1) 成瀬平馬家屋敷跡地の基本情報は以下のとおり。

所在地	三重県伊賀市上野丸之内29番地
用途地域	商業地域
敷地面積	1017.17㎡
建ぺい率・容積率	80%・400%
防火・準防火地域	準防火地域
日影規制	建築物の高さが10mを超える場合は対象
伊賀市ふるさと 風景づくり条例 (景観条例)	・一般区域（城下町の風景区域） ※建築等計画については事前協議が必要
伊賀市の適正な土地 利用に関する条例	・広域的拠点区域 ※建築物の新築については届出が必要
延床面積	1,700㎡～2,100㎡程度



# 【中心市街地活性化のエリア】

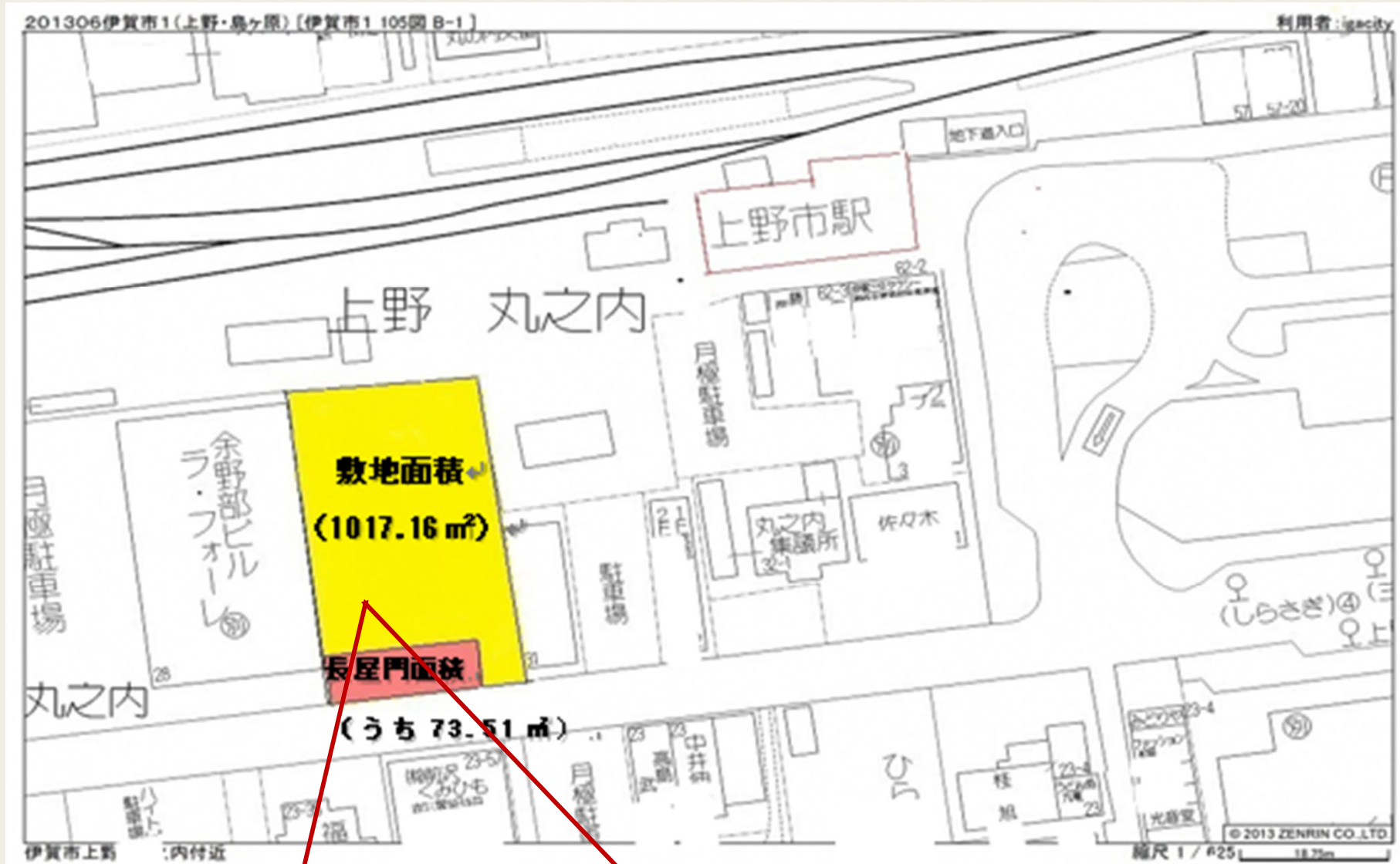


## 凡例

- 中心市街地活性化区域
- 公共未利用地(850m<sup>2</sup>)
- 観光施設
- 鉄道駅
- 公共施設

100 0 100 200 300 400 m

# 【忍者体験施設整備地】



この整備地を拠点に中心市街地活性化エリアをいかに魅力化するか！

# 【民間事業者側のメリット・デメリット（PFI）】

	方法	目的	メリット	デメリット
評価	創意工夫重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業、エリア拡大、新たな事業連携等、企業としての成長が期待出来ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的にノウハウを活かせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様に従えば良いだけではないため、工夫が必要であり簡単には進まない</li> </ul>
契約	事業権契約（長期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的なキャッシュフローによる経営の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期間の契約によるキャッシュの生成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期間の契約のため、責任も長期間ある</li> <li>出資金が塩漬けになる可能性</li> </ul>
提案方法	事業体（コンソーシアム）による企画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業のみでなく、市内、県内に広がる事業拡大の可能性の向上＝地元事業者の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなビジネスパートナーとの連携機会の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンソーシアムのため、合意形成に時間がかかる</li> <li>応募、提案にかかる費用は一般的には事業者負担</li> </ul>
事業範囲	地域のまちづくりの視点（ハードとソフト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちを支える地元企業による地方創生を実施していく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちの未来を考える機会が増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちの未来に責任を持つ考えが必要</li> </ul>
役割分担	市⇔事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業の適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なリスク分担とモチベーションの維持が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでのように行政の責任にできない</li> <li>事業者自らの責任要素も出てくる</li> </ul>

# P F I の仕組み

---

民間の自由度  
創意工夫の発揮度

# 【直営 < 指定管理者制度 < PFI】

性能発注は技術力重視、仕様発注はコスト重視

	直営	指定管理者制度	PFI
事業範囲	設計・建設・維持管理・運営	維持管理・運営	設計・建設・維持管理・運営
発注方法	仕様による分離発注	行為の委任	包括発注による性能発注
事業期間	単年度	3年から5年間	15年から30年間
資金調達	行政	行政	民間
関連法	地方自治法(第233条)	地方自治法(第244条)	PFI法
受託形態	1社による受託	1社または複数社による連合体	特別目的会社(SPC)
契約	工事請負契約	協定	事業契約
評価方法	定量的評価	定量的評価	定量面・定性面からの総合評価

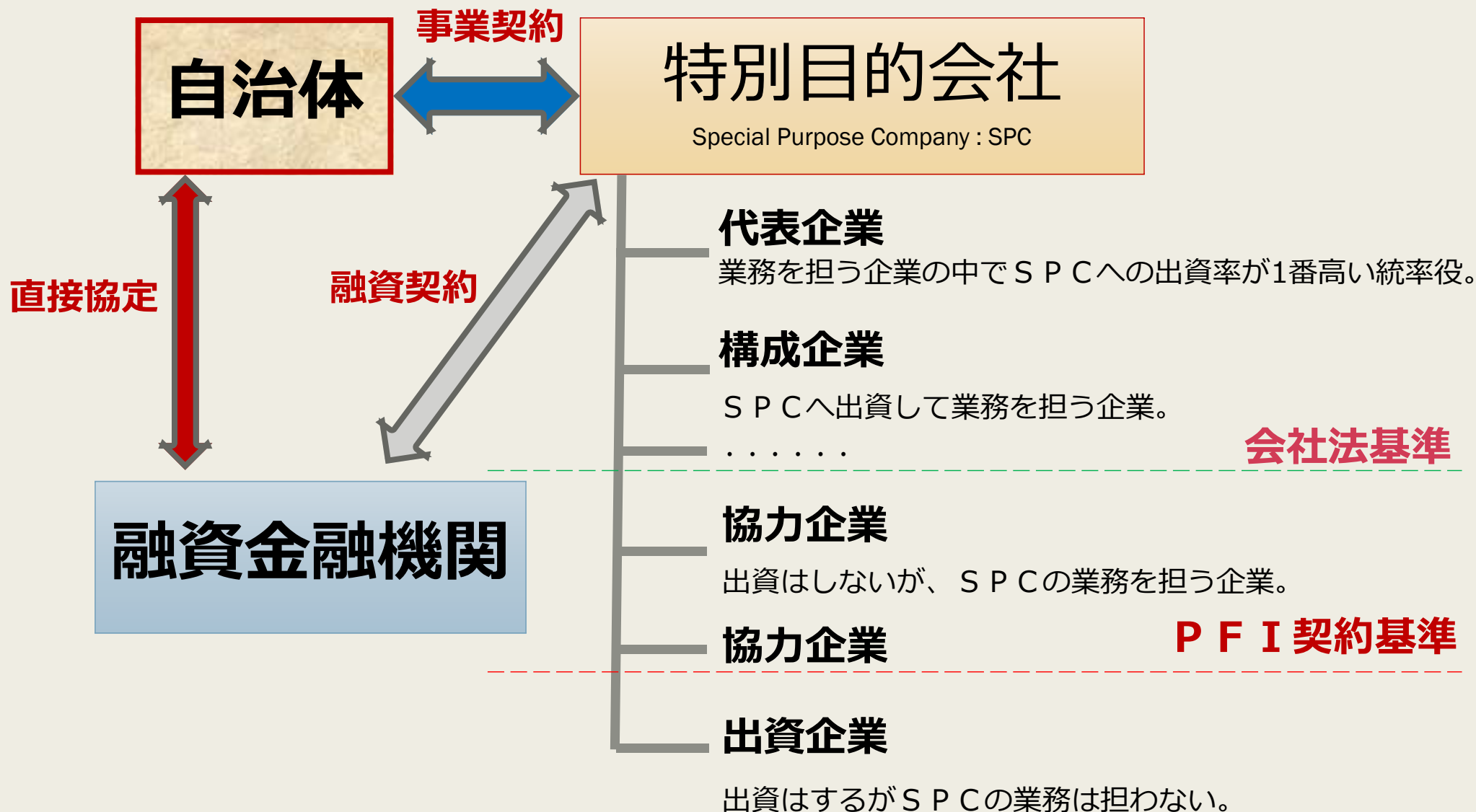
# 【公民連携の成果（Outcomes of PPP）】

- ✓ **定性的効果の顕在化**（適切なリスク分担が前提）
- ✓ **新しいパートナーシップ**の創出（企業間）
- ✓ 公と民との**意識改革**
- ✓ **地域経済の活性化**（**持続的な好循環**）
- ✓ **新しい公共空間の演出**

## ドラッカー博士の教え

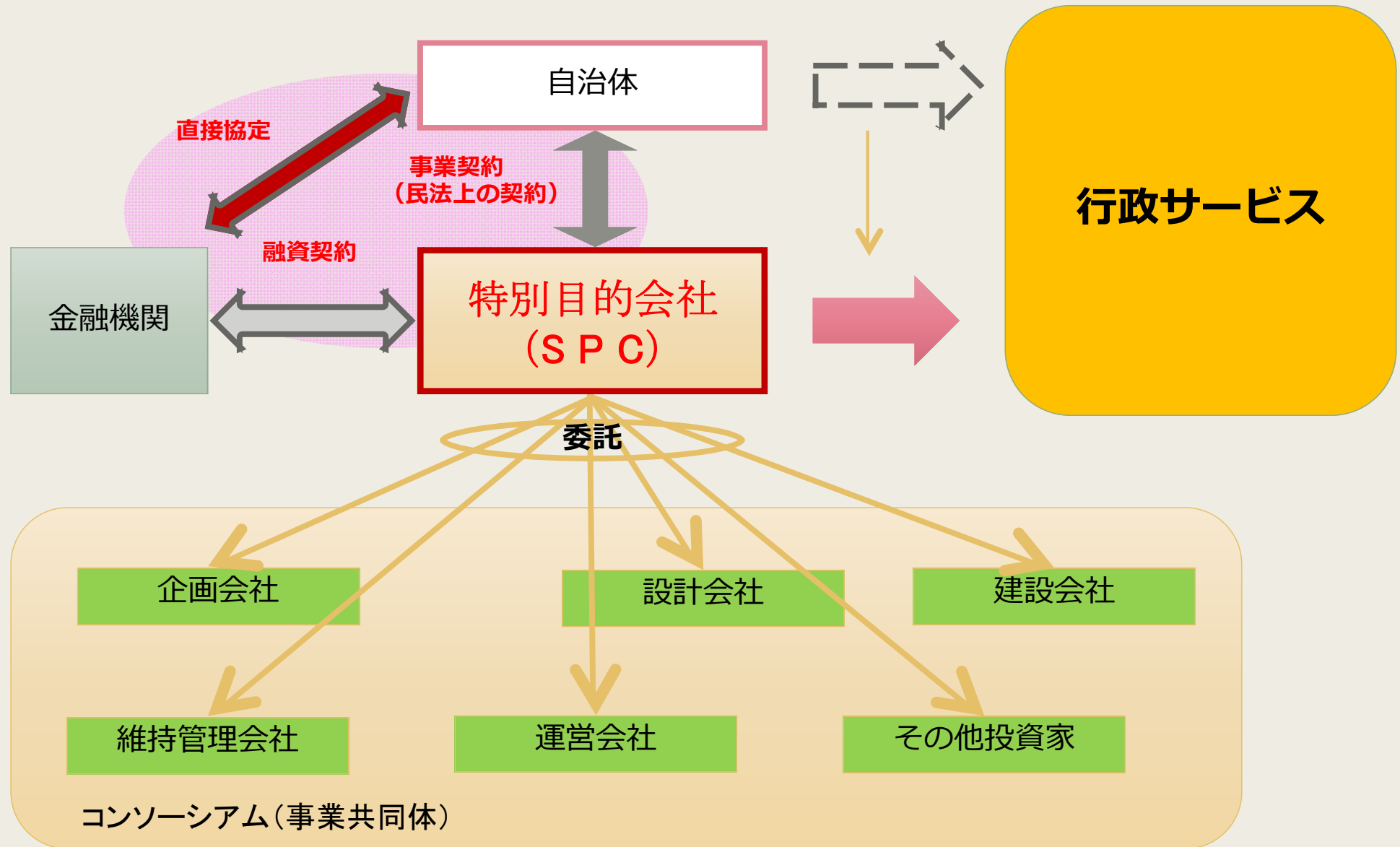
- 「**間違った仕事を正しく行っても仕方がない。**」
- 「正しいか、正しく無いかではなく、上手くいくか！である。  
答えが正しいかよりも、正しい問であるか？」

# 【一般的な P F I 方式の仕組み】



# 【PFI方式の仕組み（スキーム図）】

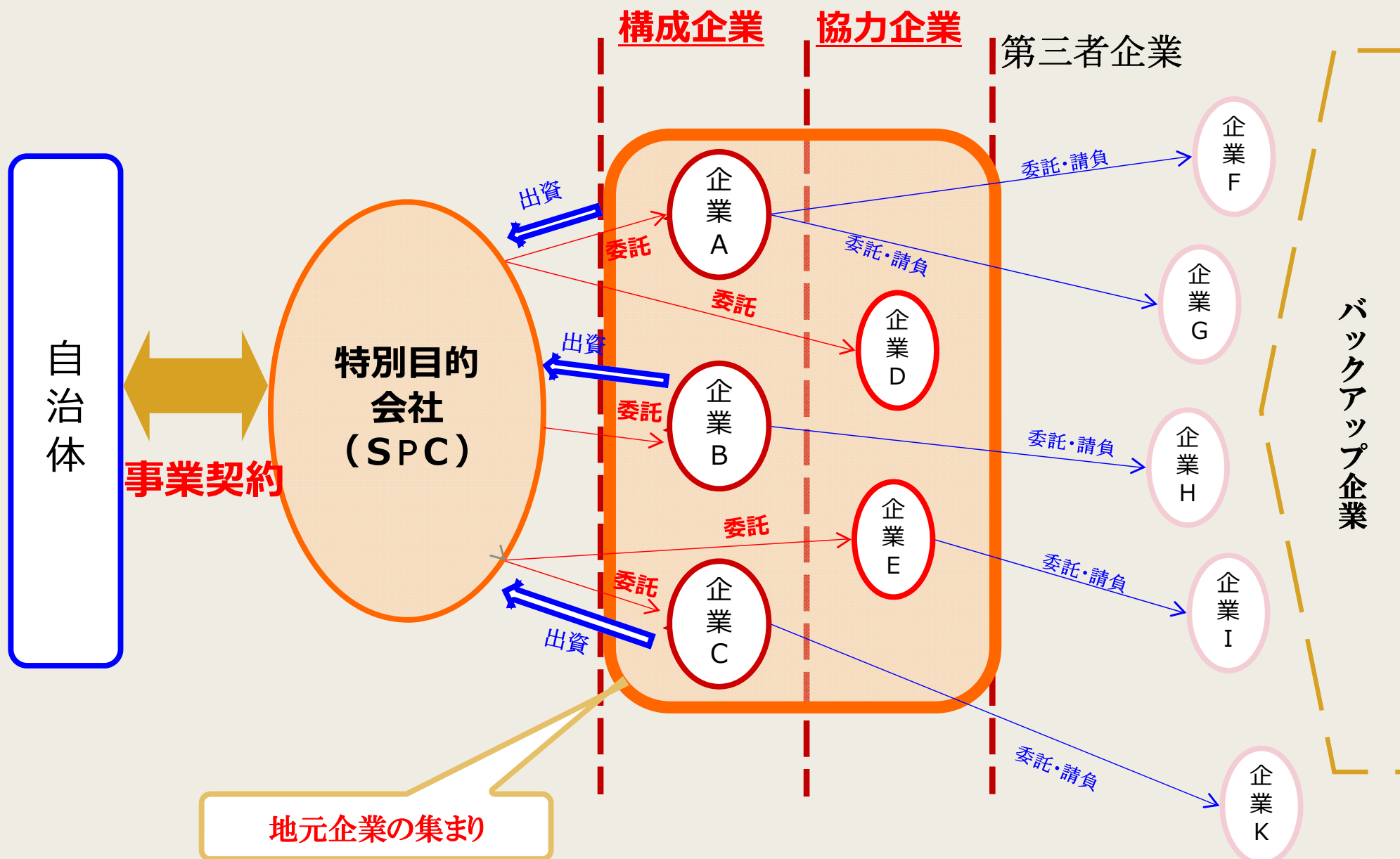
(倒産隔離の仕組み)





# 【自治体が目指す事業スキーム】

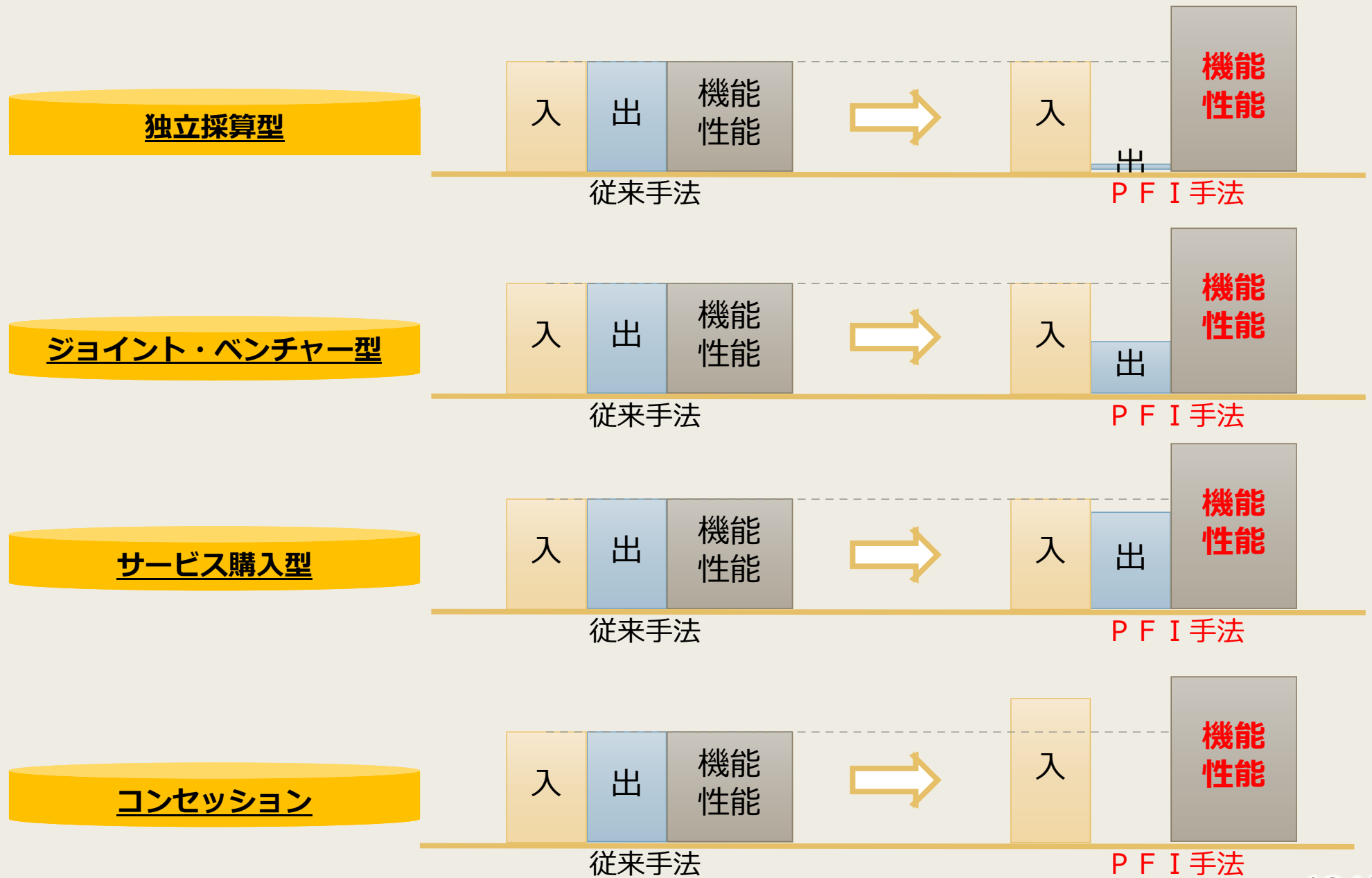
SPCとは、どこを指すのか？



# 【構成ポジションのメリット・デメリット】

種類	メリット	デメリット
代表企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配当が大きい</li><li>・ 権限が大きい</li><li>・ 宣伝効果が大きい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 多額の出資金を長期間引き出せない</li><li>・ 責任の比重が大きい</li></ul>
構成企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配当が得られる</li><li>・ 実績値となり、他の応募がし易くなる</li><li>・ ノウハウを発揮しやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務のリスクを負う</li><li>・ 出資金を長期間引き出せない</li></ul>
協力企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長期的な受注が得られる</li><li>・ 業務実績となる</li><li>・ 出資の必要がない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配当がない</li><li>・ S P C に対する発言権が弱い</li></ul>
第三者企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受注機会の創出になる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下請け業務になる</li></ul>

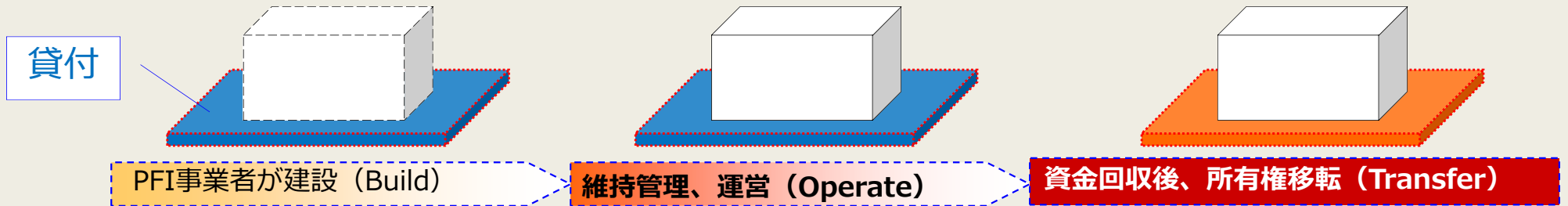
# 【公民連携（PFI）手法の効果は】



# 【PFI方式】

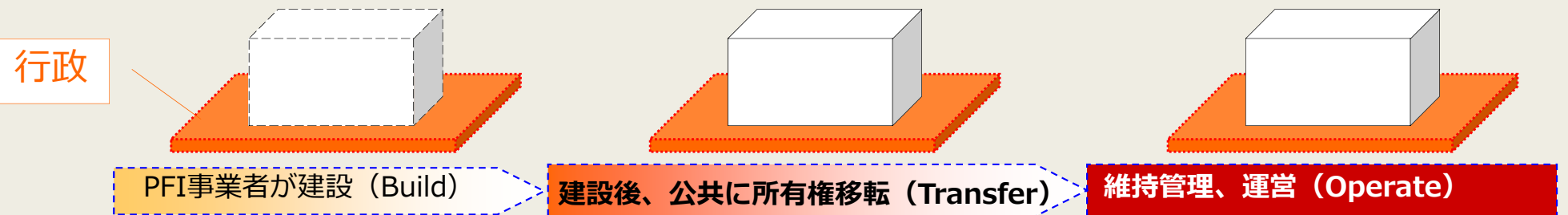
## BOT (Build Operate Transfer)

施設も民間所有にて運営するため、民間が動きやすい。



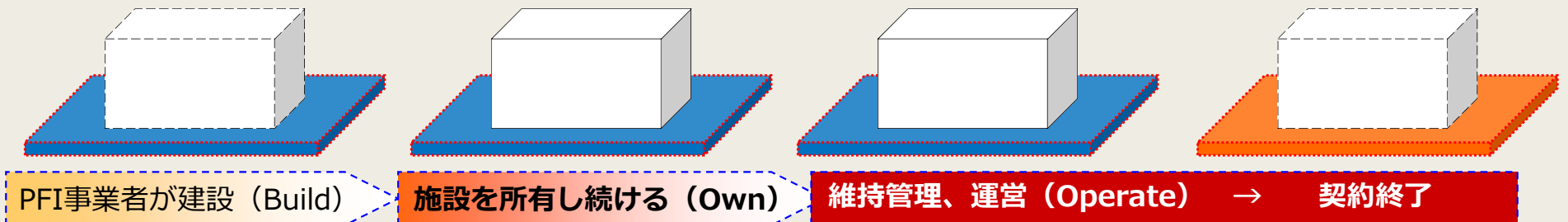
## BTO (Build Transfer Operate)

公共に所有権を移転するため、税金面では民間の負担小。



## BOO (Build Own Operate)

事業終了後、PFI事業者が施設を保有し続けるか、撤去する。



その他、「ROT」、「RO」、「DBO」、「BLT」、「BLO」、「BT」・・・などがある。

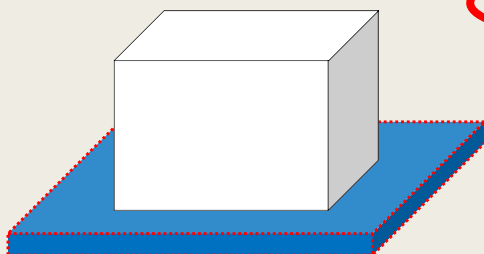
事業方式によっては、**民間事業者のモチベーション**に差が生まれ、結果、同じ機能の建築物でも高い技術力と創意工夫の発揮により、**低廉で質の高い施設整備**につながる。

# 【今回の事業では。。。事業方式に選択制を採用】

方式	説明
BOT	応募事業者が設計・建設した施設を契約期間、所有し続け、契約終了後に所有権を市へ移転する方式
BOO	応募事業者が設計・建設した施設を所有し続ける方式
BTO	応募事業者が設計・建設した施設を市へ竣工時に所有権を移転し、その後、契約期間中の維持管理を行う方式
RO	応募事業者が施設等の改修を行い、管理・運営を実施する。ただし、中心市街地にある公共施設等を対象とする。
コンセッション	市が所有する施設を活用し、行政サービスの運営について運営権を設定する方式
定期借地権	市が所有する土地を応募事業者が定期借地権の設定により活用する方式
賃貸借	応募事業者が所有（企画）する施設の一部又は全部を市が賃貸借契約により借りる方式（リースも可）
LABV	市が本事業で整備する土地を出資し、民間が資金を出資し、行政と民間事業者との事業体を設立後に、様々な社会資本整備事業や民間収益事業を公民対等な意思決定において実施する方法
PFI法6条提案	PFI法6条に定められている応募事業者から事業の実施方針に関する提案ができる方法

# 【コンセッション方式とは】

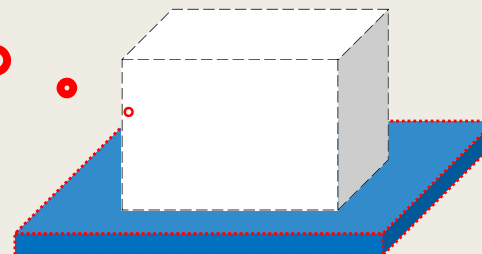
【従来方式】



施設所有：行政  
施設運営：直営・民間委託・指定管理  
料金収入：行政の収入（利用料金等）  
（指定管理の場合は、徴収代行）

公設民営に  
近いイメージ

【コンセッション方式】



施設所有：行政  
施設運営：民間  
料金収入：民間の収入  
（行政は、権利収入）

「公共施設等**運営権**」という**権利**を民間が持ち、公共施設を運営し、自らの収入として料金徴収が可能。

「公共施設等運営権（コンセッション）」とは、法律上「**物権**」とみなし、抵当権の設定が可能かつ税制面の均等償却も可能となり、資金調達に適した仕組みである。（あくまでも事業運営の権利）

# 【コンセッション方式の特徴】

□施設の**所有権は行政側**

□施設の**利用料収入**のあるP F I事業で、

**独立採算型、混合型**が対象

□国は、特に空港、水道、下水道、有料道路を推進

(文教施設、公営住宅を追加)

□実施方針の公表前に**条例改正**が必要

# 【PFI法6条】

(実施方針の策定の提案)

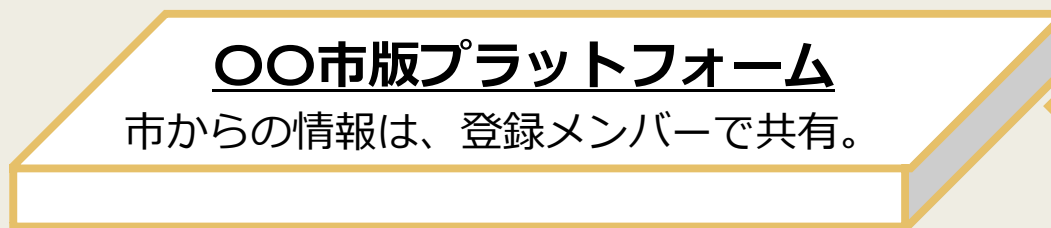
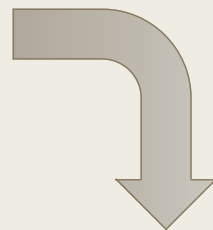
**第六条** 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る**実施方針を定めることを提案**することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

**2** 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。



# 【〇〇市版プラットフォームのイメージ図（実例）】

- ・現時点の「課題」として認識している事業内容
- ・今後、数年後に「課題」となる予測の事業内容



- ・提案
- ・企画立案



# 【〇〇市版プラットフォームのイメージ図（実例）】

## 【民側が提案する内容】

- 公共施設等の種類
- 公共施設等の概要
- 公共施設等の維持管理・運営業務に関する概要
- 予定される公民連携事業スキーム
- 想定する事業スキームや事業方式、事業類型
- 事業スケジュール
- リスク分担
- 事業の効果及び効率性に関する評価



## 【行政側が検討する内容】

- ✓ 提案に係る**公共施設等の必要性**
- ✓ 提案の**実現可能性**
- ✓ P F I手法を活用することの**妥当性**
- ✓ **財政**に及ぼす影響
- ✓ **他の手法**による整備の可能性

# 【日本のPFIの問題点】

- **施設整備**が主な目的
- **仕様の**な要求水準
- 定量的な評価（性能発注に反する）
- **コンストラクター主体**の事業体（SPC）
- 住民の関与が無い
- **地元企業等の参画**がし難い
- **コーポレートファイナンス**
- モニタリング（監視）の**性能評価機能**が無い
- 事業者選定に**外部委員会**に選定権限あり
- 契約終了まで**イグジット**できない

# 【P F Iに関するイメージ】

- P F I は時間がかかる
- P F I は大都市が実施するもの
- 適正な公共サービスが維持されるか不安
- 地元事業者が参画できない
- 民間金融機関の利息が高いため、支出が増える
- 民間運営による失敗やトラブルのリスクが不安

「失敗」の定義が  
難しい。

## 【失敗事例】

- 病院事例 . . . 高知医療センター  
近江八幡市立総合医療センター
- 温浴施設 . . . タラソ福岡

## 【事故事例】

- スポーツ施設 . . . 仙台市スポパーク松森

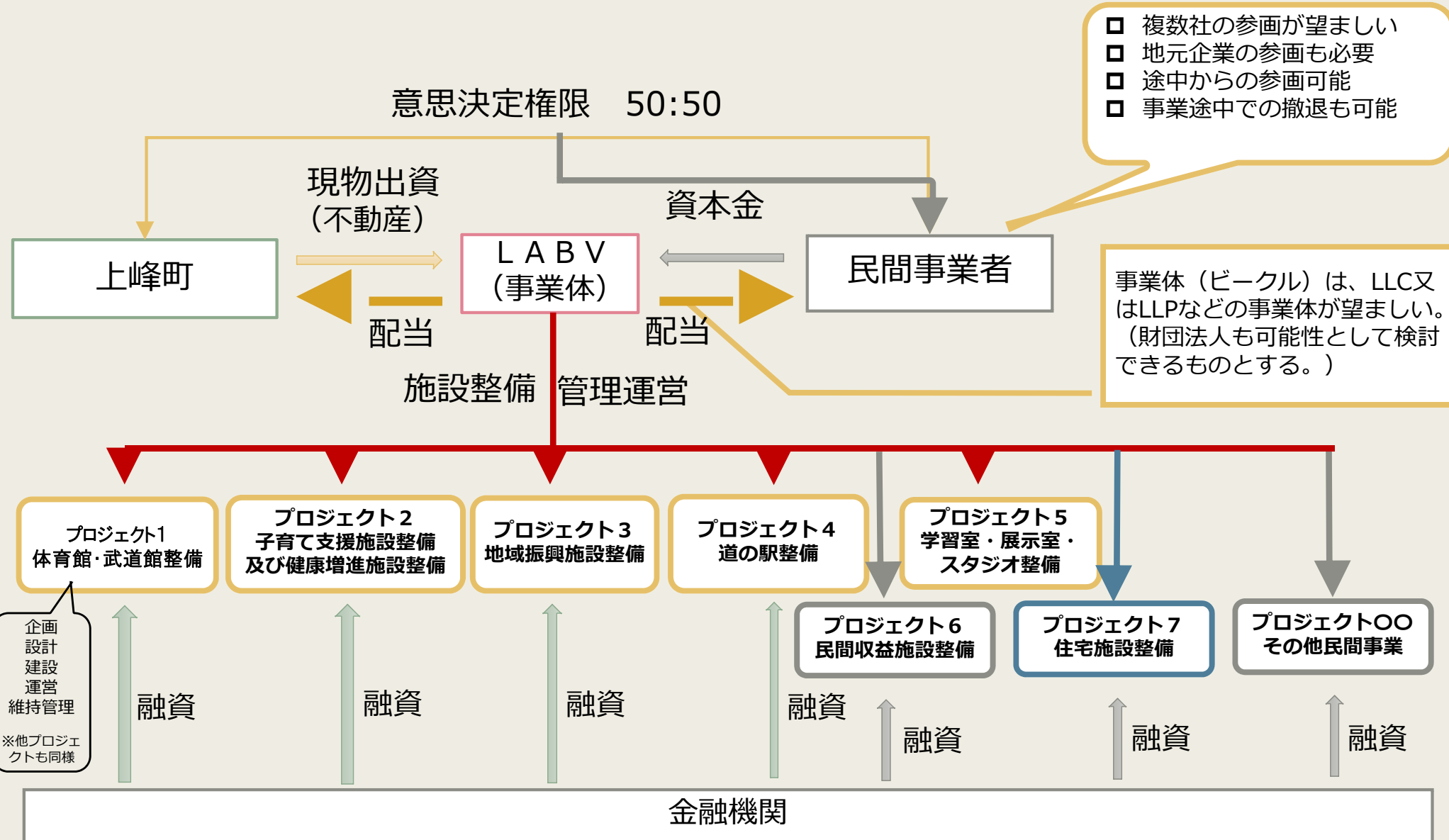
2005. 8.16	宮城県沖地震により天井の9割が落下
2005.10.29	プールを除く屋内施設全て補強しオープン
2005.12.10	全館オープン

# 最近の注目 LABVの仕組み

---

# 【上峰町 L A B V 方式に関する事業スキーム（案）】

- 複数社の参画が望ましい
- 地元企業の参画も必要
- 途中からの参画可能
- 事業途中での撤退も可能



事業体（ビークル）は、LLC又はLLPなどの事業体が望ましい。（財団法人も可能性として検討できるものとする。）

# 【会社のあり方の比較】

項目	日本版 LLP (有限責任事業組合)	日本版 LLC (合同会社)	株式会社
準拠法	有限責任事業組合契約法	会社法	会社法
最低資本金	制限なし	制限なし	制限なし
法人格	無	有	有
出資者	2 者以上 (組合員)	1 者以上 (社員)	1 者以上 (株主)
出資者の責任	有限責任	有限責任	有限責任
基本規定	有限責任事業組合契約	定款	定款
内部自治	定款自治	定款自治	強行規定
最高意思決定機関	組合員の総意	社員総会	株主総会
議決権	組合員 (1 人 1 票)	社員 (1 人 1 票)	株主 (1 株 1 票)
代表者	無	代表社員	代表取締役
業務執行者	組合員	社員	社員
監査役の設置	不要	任意	会社の種類によって必要
監査役の必要性	不要	任意	会社の種類によって必要
法人課税	無 (パス・スルー課税)	有	有
内部留保	実質的に不可能	可能	可能



# 【会計上の比較（公会計）】

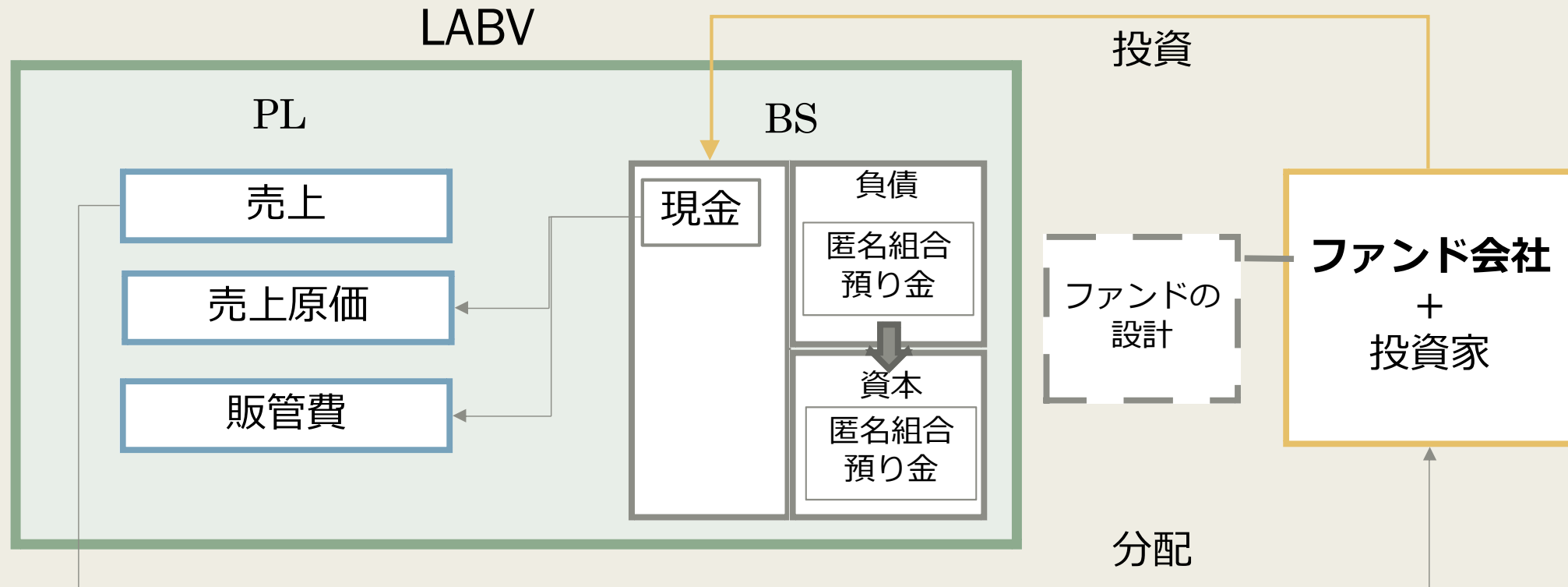
	処理	バランスシート
PFI手法	支払義務	負債
LABV (PPP)	出資	資産

# 【従来の第三セクターに類似】

比較項目	LABV	第三セクター
出資	現物出資（行政） 現金出資（民）	現金出資 （行政、民）
統治	行政、民の 役員派遣による統制	役割分担が不明確
事業目的	開発	多様な目的
法人設立の目的	資金調達 リスク移転 民間ノウハウ	単なる民間連携

# 【新たな資金調達の方法】

## 【LABVに活用するインパクト投資活用イメージ】



# 【仕様発注ではなく性能発注に】

ことばの設計書 = **業務要求水準書**

実際の募集要項等に  
住民の声を掲載する  
ケースもある。

業務	業務内容	基本構想・基本計画	市民の声	業務要求水準
ギャラリー 業務	作品の展示	作品を適切に管理することが出来る場所で、十分な数の展示が可能な場を作る	町内に芸術団体がたくさんいるのに展示場がなかった  町の歴史や名物を活かした企画展示で観光に繋がりたい	町内の芸術活動団体の作品やその他企画等での作品を十分に展示出来る場を創出すること  地域の歴史や名物を活かした展示コーナーを設け、観光客も巻き込める場を創出すること
	ギャラリースペースの運営	子連れのお母さん達や年配の方も使い易いギャラリーを作る	お年寄りや小さい子どもを連れて休みながらゆっくり見に行ける場所が欲しい	利用者のニーズを考慮し、どの世代も使い易い空間演出と、サービス提供を行うこと
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

従来だと、想定する展示数に基いて行政が用意した設計図の通りに作られる展示スペースが、“ことばの設計書”になることで、その水準さえ満たしていれば、どのような形にも創出出来るようになってくる。

求められているのは従来のギャラリーではなく、**ギャラリーのような場所。**

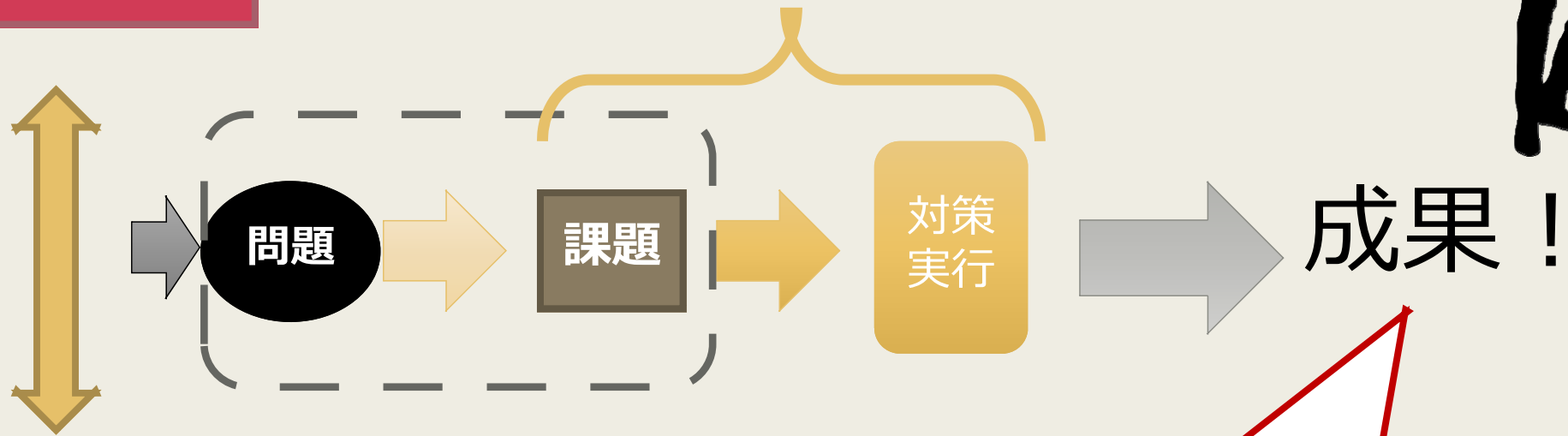
# 【まちづくりプロセス】



望ましい姿

## 実行計画と実行手法

乖離



現状

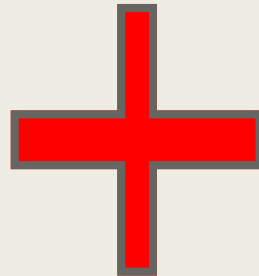


まちめぐり拠点  
観光まちづくり拠点  
の創造

【これからの公共施設のあり方は、

単一機能ではなく、複合機能化が期待できる。】

忍者体験施設  
の整備

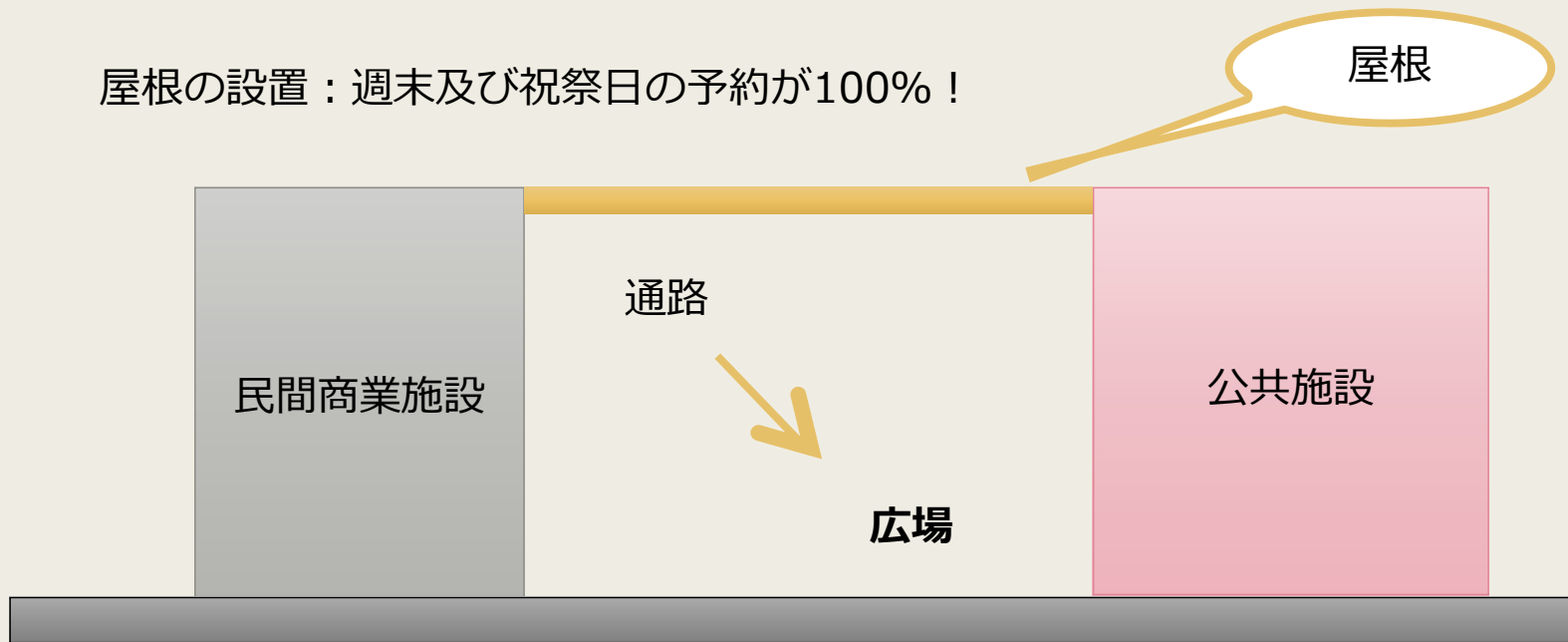


まちづくりの視点

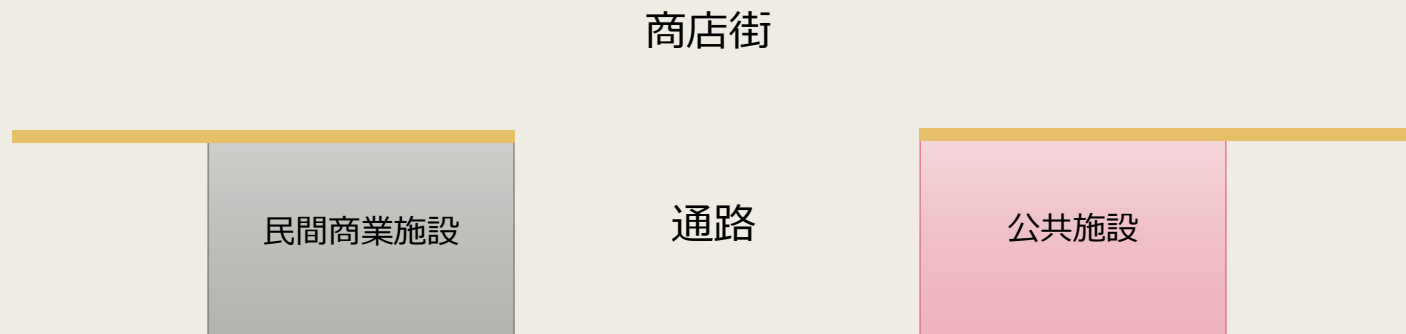
- 観光人口の増加
- 賑わいの創出
- 交流人口の増加
- 若者の定住
- その他地域課題の解決

# 【グランドプラザ富山】

屋根の設置：週末及び祝祭日の予約が100%！



「通路」を「広場」へ機能転換を図り、**利用料金収入**を得ることになった。（経済循環が活発）



# 【グランドプラザ富山】





# 【契約行為におけるリスク分担】

(仮) 伊賀市民間活力導入事業

## リスク分担表 (案)

←

本事業のリスク分担は、原則、優先交渉権者と協議を行い、適切なリスク分担者を決定する。  
また、リスク分担の合意は、モニタリングの視点も含めて決定する。←

←

発生 段階	No	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
				市	SPC
	1	公募時の説明資料等によるリスク	募集時の市が公表した資料等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	←
	2	応募リスク	応募費用に関するもの	←	○
	3	契約リスク	選定事業者と契約が結べない等の事由が市側にある場合	○	←
	4		選定事業者と契約が結べない等の事由が選定事業者側にある場合	←	○
	5	資金調達リスク	事業に必要な資金調達に関するもの	←	○
	6		法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	○	←

皆さんが定義した「まちづくり」を参考に、  
**公共機能**、**民間機能**のそれぞれに、どのよう  
な**機能**や**性能**があれば良いと考えますか？

検討した内容は、各自が自分の言葉で、箇  
条書きにて整理してください。

# 【今回の忍者体験施設に必要と感じる 性能・機能を言葉で表現してみましよう。】

例：「体育館」・・・多様なスポーツを楽しめ、多世代の利用者が多用な利用目的で交流人口を増やす空間。  
「カフェ」・・・心地よく珈琲など飲食ができ、時間を忘れてくつろげる空間。

<u>公共機能</u>	<u>民間機能</u>

# 今後の事業推進について

---

# 【今後のスケジュール（予定）】

項目	日程
1) 実施方針の公表	R2年8月末ごろ
2) 実施方針に関する質問及び個別対話の受付	R2年9月～10月ごろ
3) 実施方針に関する質問への回答（公表）	必要に応じて随時
4) 特定事業の選定及び公表	R2年10月中旬～11月ごろ
5) 募集要項等の公表	R2年12月ごろ
6) 募集要項等に関する説明会	R2年12月ごろ
7) 募集要項等に関する質問の受付	R2年12月～R3年2月ごろ
8) 募集要項等に関する質問の回答（公表）	必要に応じて随時
9) 参加表明書の提出〆切	R3年1月末ごろ
10) 参加資格審査（一次審査）及び資格確認通知書の発送	R3年2月ごろ
11) 企画提案書の提出〆切	R3年4月ごろ
12) 優先交渉権者の決定及び発表	R3年4月ごろ
13) 基本協定の締結	R3年5月ごろ
14) 優先交渉権者との交渉協議	R3年4月～5月ごろ
15) P F I 事業の仮契約締結	R3年5月ごろ
16) P F I 事業の契約に関する議会議決	R3年6月議会
17) P F I 事業の契約の締結	R3年6月

# 【お疲れ様でした。】

日時	会場	内容
第1回 9月8日(火) 19時~21時	ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 忍者体験施設整備事業とは</li><li>・ そもそも公民連携事業とは</li></ul>
第2回 9月18日(金) 19時~21時	ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事例から学ぶ公民連携事業</li><li>・ 伊賀市が目指す公民連携事業</li></ul>
第3回 9月29日(火) 19時~21時	ゆめぼりすセンター 2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地元事業者が活躍する公民連携事業</li><li>・ 今後の事業推進について</li></ul>

# 【質問表（第3回勉強会）】

○本日の内容について、お聞きしたい内容があればご記入下さい。

